

立命館大学 法科大学院

FD NEWS LETTER

通巻第14号 2020年3月30日

目次

2019年度FDニューズレター発行にあたり	1
2019年度のFD活動	2
Ⅰ. 授業改善アンケート	2
Ⅱ. FDフォーラム	3-4
Ⅲ. 授業参観	5
「－特別寄稿－ 法科大学院でのFD活動と教育活動 温故知新」 立命館大学名誉教授 生田 勝義	6-7

2019年度FDニューズレターの発刊にあたり

2019年度FD委員長 島田 志帆

立命館大学法科大学院では、FD委員会を設け、毎年、授業改善アンケートの実施と分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施などを行っています。2019年度のFD活動の概要をニューズレターに取りまとめ、ここに公表いたします。

なお、過年度のニューズレターは本法科大学院のホームページの下記アドレスに掲載しています。

http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm

今回のニューズレターには、長年、立命館大学法学部・本法科大学院で教鞭をとられ、今年度末で本法科大学院における非常勤講師としての職務を終えられる生田勝義立命館大学名誉教授に法科大学院での教育経験に触れてご寄稿いただきました。ここに御礼申し上げます。

〈 2019年度のFD活動 〉

I 授業改善アンケート

1 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業改善アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告をし、その結果を授業改善に反映させるようにしています。

2 2019年度春学期第1回授業改善アンケート

第6週5月14日（火）～22日（水）に実施しました。実施方式は、昨年度と同じく、授業開始時に配布し、授業終了後に回収する方式としました。なお、今回から、自由記述欄のデータパンチ化を全科目において実施しました。回収率は延べ654名中600名（91.7%）で、前年度（90.9%）よりやや上昇しました。自由記述欄への記述率も、前年度同時期に比べて4%上昇しました。

3 2019年度春学期第2回授業改善アンケート

第14週～第15週7月9日（火）～24日（水）に実施しました。実施方式は、春学期第1回目と同じです。アンケートの回収率は延べ696名中591名（84.8%）となり、春学期第1回目より低下しましたが、病気等の理由により、アンケート実施週に欠席した者（次週は出席）が少なくなかったようです。全科目述べの達成度は、「非常によく達成していた」との割合が42.9%、「ある程度達成していた」とする割合が52.1%となり、高い評価を得ました。また、自由記述欄には、春学期第1回目と同じく、約6割に記述がみられました。

4 2019年度秋学期第1回授業改善アンケート

第6週10月31日（木）～11月6日（水）に実施しました。実施方式は、春学期と同じです。回収率は延べ552名中461名（83.5%）となり、春学期第2回目より回収率は低下していますが、長期欠席者の増加等の要因によるものと思われます。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」37.7%、「満足」50.5%と高い数字となっています。自由記述欄にも、春学期第2回目と同じく、約6割に記述がみられました。

5 2019年度秋学期第2回授業改善アンケート

第14～15週1月6日（月）～1月21日（火）に実施しました。実施方式は、春学期と同じです。アンケートの回収率は延べ532名中452名（85.0%）となり、秋学期第1回目より微増したものの、なお長期欠席者の影響がみられました。全科目の延べの「到達目標の達成度」は、「非常によく達成していた」51.1%、「ある程度達成していた」43.1%と非常に高い数字となりました。自由記述欄の記述率は、秋学期第1回目より微減したものの、6割弱に記載がみられました。

Ⅱ FDフォーラム

例年、FD活動の改善課題をテーマにして、FDフォーラムを開催しています。2019年度は、2回のFDフォーラムを開催しました。当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子を録画のうえDVD化し、希望者が閲覧できるようにしています。

第1回FDフォーラム 2019年7月9日（火）15:40-16:45 出席者17名

テーマ 「クラス規模と授業運営」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 島田志帆教授（商法演習Ⅰ）
- ③ 北村和生教授（行政法A）
- ④ 松岡久和教授（民法演習Ⅰ）

本年度の第1回FDフォーラムでは、「クラス規模と授業運営」をテーマとして取り上げました。ここ数年、クラス規模は縮小傾向にありましたが、本年度は、規模が拡大しているクラスが出てきています。そこで、クラス規模の拡大したS1・L2の授業を中心に、その担当者からクラスの状況を報告していただきました。

各報告では、学生への指名方法やマイクの巡回方法、学生の指名回数、小テストの実施方法、学生の理解度を確認するためのTKCの基礎力確認テストの活用方法、クラス規模と（小テスト・中間）試験結果との相関関係などについて報告が行われ、これをもとに活発な質疑応答がなされました。報告者以外のL2・S1配当科目の担当者からも、学生の学力は極端に低下してはいないものの、2回目に当たる学生数が少なく、1度当たるとその後、気の緩みがみられる学生がいるとの発言もありました。また、40名弱のクラス規模の担当者からは、指名はランダムに行い、クラスの半分程度は当たるが、緊張感については、学生によっては感度が異なる、との意見も出されました。

本フォーラムにおける各報告と質疑応答・意見交換を通じて、規模が拡大したクラスの現状や授業運営のノウハウが共有されました。今後は、各教員において、そのノウハウを自身の教育・指導において活用していく旨が確認されました。



第2回FDフォーラム 2020年3月3日（火） 16:00-17:05 出席者16名

テーマ 「第1回共通到達度検証試験の分析と検証」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
 - ② 中山布紗教授 (民法)
 - ③ 松宮孝明教授 (刑法)
- ※ 憲法については、坂田隆介准教授作成の資料配布

本年度の第2回FDフォーラムでは、「第1回共通到達度検証試験の分析と検証」をテーマとして取り上げました。

既に昨年度の第2回FDフォーラムにおいて、「共通到達度確認試験を含む短答式問題との関わり」とのテーマのもと、授業内における短答式問題への取組みや共通到達度確認試験へ対応するための方策等を取り上げていましたが、本年度は、2020年1月12日に第1回共通到達度確認試験が実施されたことを受けて、第1回試験の特徴や傾向、それらを踏まえた未修者1年の授業内容のあり方について、民法・刑法の担当者に報告していただきました。

各報告では、出題方式・試験時間・出題内容の傾向が報告されたほか、全国平均からみた試験結果の分析、試験結果とGPAとの関係からの分析が行われました。民法・刑法分野では、おおむね授業内容で出題範囲をカバーしており、小テスト・復習テストにおいて施行試験の過去問を利用するなどの対策をとったことで、授業による一定の成果がみられることがわかりました。憲法分野については、配布資料に基づく分析として、最新判例について授業で対応していないとの指摘や、憲法科目において知識確認と考え方の修得とのバランスに工夫が必要であるとの意見が出されました。

また、科目を超えた共通の問題としては、問題別の全国正答率が開示されていないため、分析と対応に限界があるとの指摘がされたほか、既修者の短答式問題への対応策の要否も問題提起されたが、データ上、やはり未修者への短答式問題への対応が重要である旨の意見も出されました。

以上のように、本フォーラムにおいては報告・配布資料をもとに質疑応答・意見交換が活発になされ、共通到達度確認試験の分析結果と対応策の必要性が共有されました。今後は、各分野において、実践的な対応策を議論していく旨が確認されました。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。

http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm



Ⅲ 授業参観

2019年度は、L1の法律基本科目を対象に、春学期は6月中旬に、秋学期は11月下旬から12月上旬に、FD委員が中心となって授業参観を行いました。また、例年、新任担当者科目、新任者による関連科目の参観もありますが、本年度は新任者がいなかったため、行っていません。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成しています。そのコピーは授業担当者（兼担教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告しています。また、兼担教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるようにしています。



立命館大学名誉教授 生田 勝義

大学教師の仕事をいよいよこの3月をもって「卒業」することになった。1973年4月に立命館大学法学部の教員として働き始めたので、半世紀近く立命館大学にお世話になってきたことになる。その間、本当に色々なことを学ばせてもらった。

この間、本学は大きく発展してきた。隔世の感がある。その中で、法学部の伝統として続いていると思われるのが、①職場での言論や相互批判の自由を大切にボス支配や部門エゴを許さない、②教職協同で教育に当たる、および③学生の自主性を尊重しその自治組織と教育について協議する、ということであろう。法科大学院にもそれが引き継がれている。

法科大学院では教育の仕方が従来の法学部とはかなり異なる。双方向授業が基本となりその運営でも新しい工夫がなされている。立命ではさらに、教授会が個々の授業にも目を配りその充実に取り組もうとしている。たとえば、教員相互の授業参観、セメスター毎2回の授業アンケート、FD委員会主催の授業研究会、非常勤も加わったFD懇談会、教授会執行部による授業成績評価の公正性チェックなど。しかも、それらの状況が教授会に報告され議論されている。かつて個々の授業は担当者の「聖域」とされ、他からの批判は憚られた。学問の自由が危うくされかねないと考えられたからである。この危惧を除くには教授会の中に個々の教員の言論の自由がなければならない。職場における自由と民主主義である。

法科大学院は今次「法曹コース」の発足をもって第2段階に入る。この新しい制度への評価は分かれようが、大事なのはそこで立命館がいかなる役割を果たせるか、にある。変革期には温故知新の故事が参考になる。本学の取組みから何を学び生かすことができるか。

第1は、法学への導入期教育を先駆的に構想し実践してきたことである。本学法学部では、学生の学習への動機付けをはかるために新入生段階から専門への導入期教育として小クラス制の「基礎演習（プロゼミ）」を開始した。その核心は「小集団教育」である。その後、演習には専門的な基礎知識が不可欠であると分かり、講義方式の「法学入門」を併置した。カリキュラムを集約化し小集団教育に力を注入するために、あえて「民法入門」とか「憲法入門」などの個別科目の「入門」を置くことは避けた。今日に至るまで長年にわたる様々な試行錯誤があった。そこからえられる教訓は「法曹コース」にも生かせるはずである。



第2は、法曹養成を法学部の教学課題・任務の一つとして位置づけ実践してきたことである。その第一段階は、「学部教学に接ぎ木する」という位置づけの「法職課程」を課外講座として設置し専任教員がそれを担ったものである。第2段階は、高度職業人教育を大学院で担うという全国的な動きをもにらみ法曹養成を大学院教育の一部として位置づける取組みである。このなかで学部から大学院まで一貫した法曹養成課程という構想も浮上したが、途中で法科大学院構想が提起されたことから、それらの動きはこの構想に飲み込まれていった。多くの大学でアカデミズムと法曹養成との関係をどうすべきかで議論が起き、対応が割れた。本学が法曹養成を大学院の正課で行うことに当然のごとく進んでいくことができ、法学部と法科大学院との関係も良好なのは、上記したような取組みがあったからである。

そのような先駆的な取組みにもかかわらず、司法試験合格者を輩出するという成果の面ではあまり前進できなかった。その状態のまま法科大学院の設置に進む。案の定、その司法試験合格者数や合格率は芳しくなかった。そこで法人からのテコ入れもえて態勢を立て直し、一定限持ち直した。

今次「法曹コース」との連携制度では、目に見える成果がより厳しく問われる。先駆的な取組みであったにもかかわらず何故成果を思うほど挙げられなかったのか。一定限持ち直せたときの体制の立て直しがどのようなものであったのか。他大学で成功した仕組みはどうだったのか。それらにつき「目に梁を作らず」リアルに分析し、リアルな方策をたてる必要があるだろう。本学にはその力量が十分にあると思う。

FDや日々の教育活動は教学のソフト面である。それに加え、立命に今必要なのはハード面の整備であるように思う。たとえば、①教職員の配置、②「法曹コース」初期から学生が自主的に切磋琢磨し合うグループづくりなど正課以外の学生の自学自習への支援システム、③充実した教育体制を支える財政問題、などである。



(発行元)

立命館大学 法務研究科 (法科大学院)

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学

朱雀独立研究科事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : rits-ls@st.ritsumeai.ac.jp